

令和3年3月19日

北本市スポーツ少年団
正副本部長各位、常任委員各位

北本市スポーツ少年団
本部長 小澤 修次

「緊急事態宣言」解除後の少年団活動について

平素より、北本市スポーツ少年団活動に特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。
3月21日（日）に国の新型コロナウイルス感染拡大に伴う、「緊急事態宣言」が解除されます。

解除に伴い、少年団活動を段階的に再開することで教育委員会と協議をした結果、下記の内容で決定を致しました。各団への御連絡と御協力をお願い致します。

【 少年団活動のお願い 】

- 1 活動時間 4時間以内とする（準備から解散まで）
- 2 練習試合・イベントなどの禁止期間を 3/22～4/18までとする。
(4/19以降の他チームとの交流試合等は、1日1試合のみとする)
- 3 食事を伴う活動の禁止（飲み物は各自で用意して、適度に水分を補給する）。
- 4 人と人との距離を保ち（最低1m）、父母会関係者 2人～3人 程度で見守ること。
- 5 飛沫感染防止の為、活動中において指導者はマスク着用義務（大声を出さない事）。
- 6 活動開始前、終了後は全員マスク着用とする（子供は活動する際、外す事も可能）。
- 7 健康観察の徹底、ご家族で具合の悪い方（発熱、体調不良）がいる時は、子供の練習参加を見合わせるように各家庭に連絡のこと（健康観察表を管理する）。
- 8 手洗い・うがい・消毒液などを使用、感染防止対策を徹底する（**タオルの共有禁止**）。
- 9 活動終了後は、速やかに自宅へ帰宅させる。

※ 全員の健康観察の徹底と健康観察表の管理をする。（チームで最低1カ月の保管）
※ 体育館使用時は、換気に十分な注意をお願い致します。

事務局 : 北本市教育委員会生涯学習課
生涯スポーツ・オリパラ担当
電話 : 594 - 5568 (直通)